

一般型指定特定施設入居者生活介護・一般型指定介護予防特定施設入居者生活介護

利 用 契 約 書

_____（以下「利用者」といいます。）と指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所明光園（以下「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う一般型指定特定施設入居者生活介護・一般型指定介護予防特定施設入居者生活介護（以下「一般型特定施設生活介護」といいます。）について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従い、一般型特定施設生活介護サービスを提供します。

第2条（契約期間と更新）

この契約の契約期間は、利用開始日から利用者の要介護認定又は要支援認定（以下、「要介護認定等」といいます。）の有効期間満了日までとします。

- 2 契約満了日の30日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ、利用者が要介護認定等の更新で要支援者（要支援1～要支援2）または、要介護者（要介護1～要介護5）と認定された場合には、契約は更新されるものとします。

第3条（特定施設サービス計画）

事業者は、次の各号に定める事項を計画作成担当者に行わせます。

- （1）利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、一般型特定施設生活介護サービスの目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画を作成し同意を得ます。
- （2）必要に応じて特定施設サービス計画を変更します。
- （3）特定施設サービス計画の作成及び変更に際しては、その内容を利用者説明し同意を得ます。
- （4）特定施設サービス計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。

第4条（一般型特定施設生活介護のサービス内容）

事業者は、前条により作成された特定施設サービス計画に基づき、利用者に対し一般型特定施設生活介護サービスを提供します。各種サービスの内容は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

第5条（身体拘束等の禁止）

事業者は、サービス提供に当たり、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、車いすやベッドに身体を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトやY字型抑制帯をつける、抑制着を着せる、車いすテーブルをつける、ベッド柵を4本つける、居室の外から鍵をかける、向精神薬を過度に使用する等の方法による身体拘束を行いません。

第6条（要介護認定等の申請に係る援助）

事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。

- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

第7条（サービスの提供の記録及び保管）

事業者は、利用者に対する一般型特定施設生活介護の提供に関する記録を作成することとし、この契約終了後5年間保管します。記録の内容は次のとおりとします。

- (1) 特定施設サービス計画
- (2) 市町村への通知に関する事項の記録
- (3) 苦情の内容等の記録
- (4) 事故の状況及び事故に際してとった処置の記録
- (5) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (6) 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (7) 一部業務委託をしている場合はその記録
- (8) 法定代理受領サービスに係る同意書を受けている場合はその書類

- 2 利用者は、前項の記録の複写物の交付を受けることができます。

第8条（料金）

利用者は、事業者に対して、介護保険法令等及び本契約に基づき提供されたサービスの利用料金を別紙重要事項説明書に基づき支払うものとします。

- 2 利用者は、当月請求額を毎翌月末日までに、口座自動振替の方法で事業者に支払います。
- 3 事業者は、利用者に対し、明細を記入した請求書及び領収書を発行します。

第9条（契約の終了）

利用者は、事業者に対して30日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

- 2 次の事由に該当した場合、事業者は、利用者に対して15日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
 - (1) 利用者のサービス利用料金の支払が正当な理由なく遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず振替日より15日間以内に支払われない場合。
 - (2) 利用者が、病院等に入院し、明らかに3か月以内に退院できる見込みがない場合または入院後3か月经過しても退院できないことが明らかになった場合。
 - (3) 利用者が、事業者やサービス従業者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。
 - (4) 利用者の健康状態や生活状況が、他の利用者の生命や健康に重大な影響を及ぼす恐れがある場合や、通常サービスでこれを防止することができないと判断される場合。
- 3 利用者が要介護認定等の更新で非該当（自立）と認定された場合には、当該認定の開始日の前日をもってこの契約は自動的に終了します。

- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- (1) 利用者が事業所を退去した場合。
 - (2) 利用者が死亡した場合。
 - (3) 事業者が、介護保険法令等に基づく一般型特定施設生活介護の事業者指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合。
 - (4) 利用者が、事業者の一般型特定施設生活介護に代えて、他の介護サービスの利用を選択した場合。

第10条（退所時の援助）

事業者は、契約が終了し利用者が対処する際には、利用者及びその家族の希望、利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な対処のために必要な援助を行います。

第11条（個人情報）

事業者及び事業者の従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

- 2 事業者は、利用者及びその家族から予め個人情報授受委任同意書を得ない限り、居宅介護支援事業者、介護保険施設等に対し利用者及びその家族の個人情報を提供しません。

第12条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその割合に応じ、損害を賠償します。

- 2 以下の各号に該当する場合は、事業者は賠償責任を負いかねます。
- (1) 利用者が契約時に、その心身の状況及び疾病等の重要事項について、故意又は不実の告知を行ったことが原因で発生した損害。
 - (2) 事業者の提供したサービスを原因としないことによって発生した利用者の急激な体調の変化等に伴う損害。
 - (3) 利用者が、事業者もしくはサービス従業者の指示、依頼に反して行った行為が原因で発生した損害。
- 3 利用者は、事業者の財産や、他の利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、相手に対してその割合に応じ損害を賠償します。

第13条（連絡義務）

事業者は、利用者の状態が急変した場合は、嘱託医あるいは協力医療機関に連絡をとる等必要な措置を行うとともに、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかにご連絡します。

第14条（相談・苦情対応）

事業者は、本契約に基づくサービスに関する利用者からの相談・苦情には迅速に対応し、事業者の設備又はサービスに関する利用者の要望等に対し誠意をもって可能な限り対応します。

- 2 利用者は、県及び市町村の介護保険関連部署、国民健康保険団体連合会等の外部苦情申立機関や紛争解決機関に苦情を申し立てることができます。

第15条（善管注意義務）

事業者は、利用者にサービスを提供するに当たっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第16条（通知義務）

利用者は、代理人、緊急連絡先等に変更が生じた際には、速やかに事業者に届け出ます。

第17条（契約の変更）

利用者と事業者は、締結した本契約の内容に変更が生じる際には、当該変更される内容に係る書面を速やかに取り交わします。

第18条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名または記名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者

<事業者名> 養護盲老人ホーム 明光園
<指定番号> 1070102627
<住所> 〒371-0221 群馬県前橋市樋越町19-1
<管理者職氏名> 施設長 中嶋 俊郎 印
<電話番号> 027-283-3258

利用者

<住所>
<氏名> 印

代理人(緊急連絡先)

<住所>
<氏名> 印
<電話番号>

<その他の緊急連絡先>

氏名	住所	関係	電話番号
	〒		
	〒		
	〒		